

（社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の二千十五年十月一日以後の適用に関する交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有します。日本国の法律の改正によって、同日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用され、各共済年金の職域加算年金が同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入される退職等年金給付が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給されます。

この関連で、日本国政府及びハンガリー政府の代表者は、同日以後の協定の適用について討議を行いました。

た。この討議の結果に関する日本国政府の了解は、次のとおりであります。

1 協定の適用上、協定第二条1(a)(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度（協定において「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条1(a)(ii)の厚生年金保険に統一される。同日以後、「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、協定第十五条3及び第十六条4の規定が適用される状況は、存在しない。

2 協定第十四条1の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。

3 協定は、当該退職等年金給付及び当該退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、当該退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては適用しない。

本大臣は、更に、前記の了解がハンガリー政府により受諾される場合には、この書簡及び受諾する旨の閣

下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年八月二十三日にブダペストで

日本国外務大臣 岸田文雄

ハンガリー外務大臣 マルトニ・ヤーノシュ閣下

(ハンガリー側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、ハンガリー政府が前記の了解を受諾することを同政府に代わって確認し、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年八月二十三日にブダペストで

日本国外務大臣 岸田文雄閣下

ハンガリー外務大臣 J・マルトニ